

きらり通信

Vol.7

神奈川県立子ども自立生活支援センター
 平塚市片岡991-1 TEL.0463-56-0303
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g2n/>
 編集 広報委員会 印刷 (株)あしがら印刷



すべての子どもが
「きらり」と輝けますように

子ども自立支援生活センター
 所長 中野 美智子



当センターは、平成29年4月に開所し、今年で6年目を迎えます。当センターは、乳児院と障害児入所施設、児童心理治療施設を併設し、一体的に運営する、全国でも珍しい複合型の施設です。社会が複雑化、多様化する中、子どもたちを取り巻く環境も変化し、様々な理由で「生きづらさ」を抱えた子どもたちが存在しております。当センターは、そうした子どもたちに安全で安心できる居場所を提供するとともに、一人ひとりの子どもに応じた自立を支援する施設として開設されました。

当センターの正式名称は「子ども自立生活支援センター」ですが、開設時に、施設を利用する子どもやご家族、地域の皆様が親しみを持てる施設となるよう、愛称をつけることになりました。地域の皆様や関係者に愛称を募り、たくさんご提案をいただいた中で、最終的に知事が、「一人ひとりの子どもたちが、きらきら輝く、『きらり』いいね!」とおっしゃられ、地域の方が名づけてくださった「きらり」に決まりました。余談ですが、この愛称は「輝里(キラリ)」という漢字表記の案もあったのですが、小さな子どもから大人まで、より親しみやすいようにとひらがな表記が選ばれたそうです。

そんな思いを託され、開所からの5年間、(1)温かい生活を提供し、子どもの「生きる力」と「つながる力」を育みます、(2)一人ひとりの子どもに寄り添い、最善の利益を優先した支援を行います、(3)施設の専門機能を生かして地域に貢献します、この3つを基本理念に施設を運営してまいりました。

この間に、172人の子どもを迎え、ともに生活し、100人の子どもを送り出しました。家庭に戻ったAちゃん、18歳で成人サービス利用をしながら自立したBさん、他の施設に移ったCさんと退所先は様々ですが、振り返ると「きらり」では、泣いたり笑ったり、嫌なこと、きついこともあったけれど、まあ楽しかったなあと思えるような生活であったことを願っております。

これまでの5年間は、3つの施設を融合させながら、子どもたちに安心できる生活と、様々なことにチャレンジする機会を提供し、「生きる力」「つながる力」を育むことに努めてまいりました。一人ひとりの子どもを大事にする、そんな施設であるとともに、次の5年は、これまでの実践をもとに、基本理念の3つ目である「施設の専門機能を生かした地域への貢献」にも積極的に取り組んでいきたいと思っております。

「きらり」に関わるすべての子どもが、今も、そして未来もきらきら輝けますように……。保護者の皆様をはじめ、地域の皆様や関係機関の方々のお力添えをいただきながら、しっかりと施設を運営してまいりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。



5周年に寄せて①



きらり創設を振り返って

初代所長 中田 和之 氏

きらり創設5周年を心からお慶び申し上げます。

きらり創設の芽がでたのは、平成24年2月、現在地での施設整備が公表された時のことです。その後、県の関係部局、地元平塚市、平塚市教育委員会が共に検討を重ね、地域住民の皆様のご理解とご協力を得ながら、平成29年にオープンしたのが今のきらりです。オープン当初は試行錯誤の連続でしたが、種別の異なる3つの施設の機能を活かし、相互連携による一体的な運営を目指して、皆で話し合いながら施設づくりをしてきました。また、地域に根ざした施設運営も大きなテーマとなっていました。きらりの子どもたちが通う金目小学校、みずほ小学校、金目中学校、平塚養護学校との連携のほか、金目幼稚園にもご協力を得て、ともに子どもたちの成長・発達を支えていただきました。また、福祉教育の父とも言われる故秋山博翁ゆかりの金目地区や隣接するめぐみが丘自治会の皆様に温かく見守られ、地域の一員として受け入れていただいたことにも、感謝しております。

こうして振り返ってみると、多くの方々の支えとお力添えがあって、施設づくりが進めてこられたのだと思います。これからも、きらりが地域とともに益々発展していくことを祈念しております。



開設・開校に関われたことに感謝

平塚市立金目小学校・五領ヶ台分校校長(初代きらり教育担当部長) 山崎 善男 氏

創立5周年おめでとうございます。

神奈川県立子ども自立生活支援センター(通称「きらり」)教育担当部長、そして平塚市立金目小学校・金目中学校五領ヶ台分校の教頭に着任したのは5年前の平成29年4月1日でした。事務室の分校スペースにいくつもの段ボールが積んであったことが昨日のここのように思い出されます。五領ヶ台分校だけでなく、管理課、自立支援課、医務課、子ども第一課、二課、三課、どの課も必死に、より良いサービスを子ども達に提供しようと日々奔走していました。五領ヶ台分校は、まさに「0(ゼロ)」の状態からのスタートでしたが、分校内互いに支え合い、知恵を出し合いながら、一つ一つ形作ってきました。その過程では、施設内の他課はじめ、平塚市、神奈川県関係機関にも支えていただきました。そして、5年目の昨年度、ようやく学校としての体を成すことができました。中でも校歌、校歌額、校章、校旗については、どれも出来上がるまでには数々のドラマがあり、携わった一人一人にとって、どれも思いが詰まったかけがえのないものです。そこに携われたこと、そのドラマの1ページにいられたことに、今は只々感謝です。



未来輝く一人ひとりの子ども達のために

平塚市立金目中学校・五領ヶ台分校校長 白井 裕之 氏

きらり開設5周年おめでとうございます。

平成29年4月、旧県立五領ヶ台高等学校の跡地に、乳児院、障害児入所施設、児童心理治療施設の3つが一体となった、県内初となる総合環境療法(施設全体が治療の場であり活動全てが治療の一環)をコンセプトとした、県立子ども自立生活支援センター「きらり」が誕生しました。

私は県立おおいそ学園(大磯町立国府小中学校生沢分校)から平成31年4月に、当施設内に併設されている平塚市立金目中学校五領ヶ台分校に着任し、今年で4年目を迎えました。開設当初は教職員をはじめ、全てが新しい環境の中、試行錯誤を繰り返しながら、子ども達一人ひとりが安心・安全に暮らしながら、充実した教育が受けられるよう、日々、児童福祉職と学校教育職が円滑なコラボレーションを積み重ね、5年という節目を迎えることができました。

今後、子ども達を取り巻く様々な環境の変化にも適切に対応するとともに、子ども達の最善の利益につながる持続可能な取り組みを、これまで支えていただいた関係諸機関並びに金目地区の皆様方からの感謝の気持ちを忘れずに、鋭意継続してまいります。

きらりが未来輝く一人ひとりの子ども達のために、永遠に発展し続けることを切に願っております。

5周年に寄せて②



きらりと光るもの！

県子ども家庭課課長 長谷川 愉 氏

きらり創立5周年おめでとうございます。

開設の準備段階から今日に至るまで、多くの苦労がありました。地元平塚市や市教育委員会をはじめ、金目地区やめぐみが丘地区の住民の皆様、多くの関係機関の方々のご理解とご支援のもと、5周年を迎えることができましたこと、改めて御礼申し上げます。

私自身は、本庁での開設準備と1年間のきらり勤務で、こうした皆様と共に汗をかく機会をいただき、また、短い間でしたが、子どもたちと一緒に泣いたり、笑ったりと同じ時間を共有できたことは、かけがえのない財産となっています。現在、国では、子どもの最善の利益を守るために、子ども家庭庁の設置や児童福祉法の更なる改正など、子どもを中心に置いた施策へと大きな転換期を迎えようとしています。

県でも、「神奈川県社会的養育推進計画」を策定し、子どもの安心と安全を守るため、児童虐待防止対策や社会的養護の充実強化を図っています。

このような中、きらりに求められる役割や期待も益々大きくなっています。そこで、最も大切したいのは、「子どもの声を聴く」ことです。子どもに寄り添い、その声に耳を傾けながら、どの子どもも必ず持っている「きらりと光るもの」を一緒に探し、育む場所として、今後もきらりが、子どもたちはもとより、多くの皆様に愛され続けることを心から祈念しております。



旅立ちから5年…そして次の羽ばたきへ

中央児童相談所所長 栗山 仁 氏

子ども自立生活支援センター「きらり」開所5周年、おめでとうございます。

私が「ひばりが丘学園」に勤務していた平成24～25年は、正に「きらり」への移行に向けた準備の時期でした。利用者の移行計画について各自治体との調整をはじめ、建物の調査設計が開始され皆で熱く検討したり、更に、住民説明会のため、地域の公民館に向かったことを思い出し、改めて時間の流れの速さを感じています。

さて、急増する児童虐待に対応するため、国では平成28年から児童福祉法の改正をはじめ、その理念を具現化するため「新しい社会的養育ビジョン」が示され、児童相談所においても、様々な取り組みが求められています。施設利用に当たっても、ニーズの変化は顕著で、高校生年齢児童の相談の増加、乳児や知的障害児の一時保護先の確保、それに加え、コロナ禍の対応と、様々な課題が重なり合っている状況にあります。これからも、「きらり」の役割を發揮され、県立施設として新たなニーズに則した「羽ばたき」を期待すると共に、児童相談所としてもその片輪を担えるよう努めてまいります。



苦情解決第三者委員会を経験して

日本体育大学名誉教授 坂井 元 氏

創立5周年おめでとうございます。

「苦情」・「意見」は、児童やその親等の権利であり尊重されなければならないと考えます。

私は第三者委員として、苦情が発生するのは相互の問題のとらえ方や期待の違いにより発生すると考え出来るだけ客観的に夫々の主張の根拠を把握しようと努めました。苦情はしっかり受け止めますが理不尽と思われる訴えには科学的な根拠を求めることが必要だと思い対応しました。

苦情と認識されてからの対応は支援部副部長が担当しますが、苦情の多くは支援担当職員やフロア・リーダーが対応します。職員は日常の支援業務で手一杯なのにプラスして時間に関係なく苦情に対応することは大変なことで痛感しました。しかし、支援に関する苦情・意見は結果として支援の改善に繋がることでもあり大切な業務の一つではないかと考えました。

社会福祉施設の支援業務は、「感情労働」と言われ、緊張、忍耐等が必要でストレスを抱える仕事です。その上に県立施設は民間では対応出来ない児童の受け入れを期待されています。数々の困難が有りますが職員相互が良好な協力関係をもって業務を行ってください。

きらりの沿革



県立中里学園(児童養護施設・乳児院)昭和21年設置

中里学園

●昭和21年9月

戦災孤児のための児童保護施設として当時の中里村だったことから「中里学園」と命名

●昭和21年12月

男女5名の児童が入園して保護業務を開始

●昭和23年

児童福祉法が改正され、さまざまな事情により家庭で生活することができない子どもたちが入所する児童福祉施設となる

川崎乳児院

●昭和29年4月

児童福祉法に基づく乳児施設として川崎区に川崎乳児院として定員30名で業務を開始

●昭和44年4月

建物の老朽化などにより、川崎市高津区に移転、定員40名となる



県立ひばりが丘学園(福祉型障害児入所施設)昭和24年設置

ひばりが丘学園

●昭和24年7月

児童福祉法第42条に規定する知的障害児入所施設として入所棟1棟、定員30名で開園

●昭和38年3月

園内に神奈川県立ひばりが丘学園診療所を開設

●昭和51年11月

県在宅重度身体障害児(者)緊急一時保護事業開始

●昭和57年11月

「県立社会福祉施設再整備計画(通称:やまゆり計画)」に基づく施設整備着工

●昭和59年4月

児童80名、成人40名定員の新施設としてスタート

中里学園(児童養護施設・乳児院)

●平成11年4月

川崎乳児院の統廃合により、定員20名の乳児院が併設となる

●平成29年3月

きらり移行のため閉園



中里学園乳児棟



再整備後全景

●平成21年3月 女子成人寮が閉鎖

●平成24年3月 男子成人寮が閉鎖

●平成29年3月 きらり移行のため閉園

神奈川県立児童自立支援施設(通称「きらり」)

●平成24年2月 児童自立支援拠点整備地を県立五領ヶ台高校跡地にすることを県が公表

●平成26年12月 神奈川県議会で児童自立支援拠点が「子ども自立生活支援センター」に決定

●平成29年1月 「子ども自立生活支援センター」の愛称を住民に公募し、黒岩県知事が選定し「きらり」に決定

●同年3月 「子ども自立生活支援センター」が開設され、分校の名称は「五領ヶ台分校」と決定

●同年4月 乳児院は定員12名、福祉型障害児入所施設と児童心理治療施設は定員42名で開園、五領ヶ台分校開校



県立子ども自立生活支援センター(乳児院・福祉型障害児入所施設・児童心理治療施設)平成29年開設

それぞれの課のあゆみ



★子ども第一課（みらい）★

県立乳児院として昭和29年に設立し、1,900名近くの子どもの支援にあたり、「みらい」はこの地で5年を迎えました。古い入所台帳の入所理由欄は保護者の「死亡」「結核」から次第に「経済苦」「行方不明」「不法滞在」「養育困難」と変遷し、より複雑で重層化しています。乳児院がその時代時代の合わせ鏡のように対応してきたことが見て取れます。乳児院の使命は、乳幼児の生命を守り、心身と社会性の健全な発達を促進する施設であることには変わりはありませんが、大規模な施設養護を中心とした形態から小規模で家庭的な養育環境への変化、「家庭代替」から「家族機能の支援・再生を果たす場」への転換が求められてきました。「みらい」においても、落ち着いた雰囲気の中で、安定した生活リズムで養育者との愛着関係が育まれるよう小規模化（6名ずつの2ユニット制）へと移行しました。一方、県立乳児院の役割として、新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じながら、緊急入所の積極的な受け入れもしています。

“みらい”の職員の関わりは、子どもとその家族との出会いから再出発までの一過程であり、長い人生の中ではほんの僅かの時間でしかなく、本人の明確な記憶には留まらないことであると知りつつ、「大切にされた」という思いがどこか残ればいいなあという気持ちで日々の支援にあたっています。

✨子ども第二課（ひばり）✨

前身は「神奈川県立ひばりが丘学園」です。昭和24年に定員30名の知的障害児入所施設として開設されました。昭和59年の再整備にて、入所機能（成人施設開設）、地域療育機能、研修研究機能の充実・強化を行い、より社会的ニーズに対応した地域に開かれた施設づくりが行われ、実績を積み重ねてきました。

時代が変わり、法律も変わる中で、その実績をもとに『社会的養護』に対するニーズに答えられるべく、機能強化と再編を行ってきたものが、現在の子ども第二課（ひばり部門）となります。

現在、担うべき役割と機能として、4つを挙げています。その一つ目は、発達支援機能です。家庭的な養育環境の中で、専門性の高い支援や教育と福祉の切れ目のない連携を目指しています。二つ目は、自立支援機能です。自立へ向けた支援の強化を行い、進路決定や成人福祉への連携を行います。三つ目は、社会的養護機能です。より専門性の高い支援ニーズに答えられるよう支援力の強化を行います。また、児童養護施設との連携強化を行います。四つ目は、地域支援機能です。一時保護や短期入所のニーズに答え、在宅生活を支える社会資源となります。

この5年間の実践を基に、これからの5年をどう実践していくかが重要と考えます。これまでのあゆみの中で、時代や社会の要請にこたえ、閉鎖的にならず地域に開かれた施設であり続けていきます。

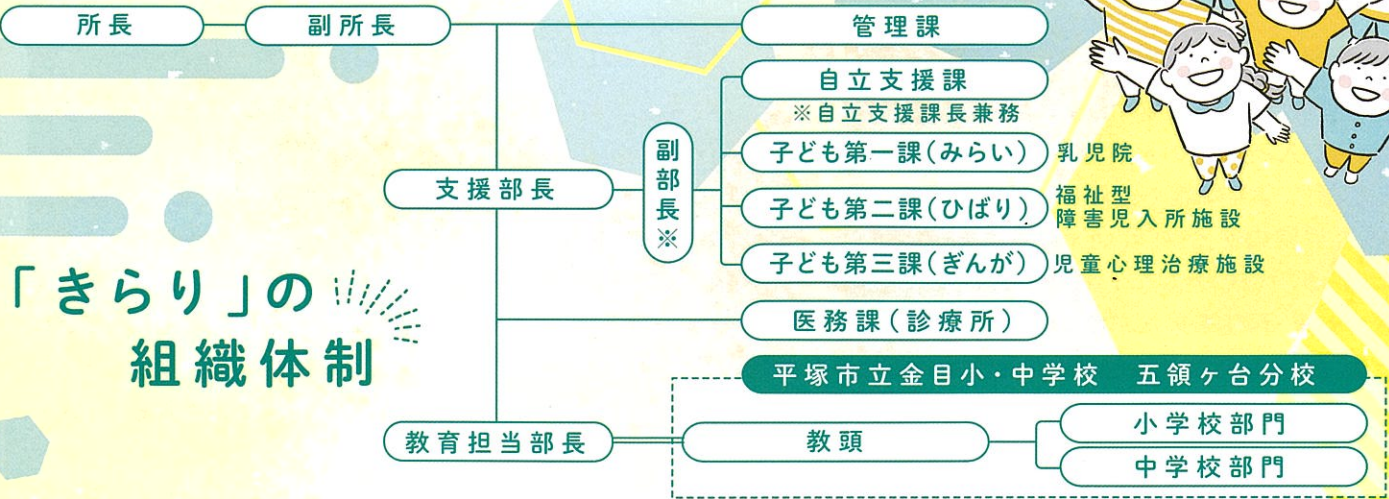
★子ども第三課（ぎんが）★

ぎんがは、県内では3番目、県所管域としては初の児童心理治療施設として開設されて5年が経過したところの、まだまだ若い施設です。

児童心理治療施設分野では「愛情の点滴」と言われることがありますが、一人では抱えきれないような経験をしてきて心のエネルギーが乏しくなっている子どもたちに、愛情を点滴のように適度に着実に伝えていき、言葉で伝えるだけでなくいっしょに遊ぶことでエネルギーを充電し、ある程度充電されたら一歩ずつ課題にチャレンジしていくことをコンセプト'Charge & Challenge'としてきました。心の扉をいきなり全開にさせることはできませんが、特別なことでなく、何でもない日々の関わりでいい経験をつんでいくことで、少しずつ子どもの心が開いていき、誰かに語りたくなるような思い出に満たされていき、心のメモリーが上書き保存されていくといいなと思っています。

子どもたちには、失敗してもぜんぜんかまわない、また職員といっしょにやり直せばいい、職員だって失敗することもあるよとメッセージを送ってきました。リアルな世界で、失敗も成功もしながら、時間が経って笑いながらふり返って分かち合って、日々子どもたちは（職員も？）成長しています。おおむね2～3年程度ここで生活して次のステップに移った子どもたちが、退園後に連絡をくれて近況を報告してくれることが、職員にとっての大きなよろこびです。

きらりでのとりくみ



きらり入所児童と、きらりの専門性について

自立支援課

令和2年度の事例発表では、きらりに入所している子ども達の状態像を分析し、有効で適切と思われる支援の枠組みについて考察しました。

子ども達は、乳幼児の多くは医療機関から、小中学生は多くが家庭から、一部の子どもが児童養護施設から入所してきています。

その子ども達の多くが、保護者の方々のご苦労もあったと思いますが、入所前の生活で困難さを経験していました。

結果として、そうした子ども達は、①いつまた怖い事が起きるのではないかと絶えず怯える様になり、②無理やり、怖い事を避けようとする為に良くない方法(暴言や、暴力)に及んでしまったり、③だんだん感情調節が難しくなり(ちょっとした事で、すぐに怒り出す)、④うまくいかない事が積み重なる為に自分はダメなんだと強く思い込むようになって、⑤他人との関係を良好には維持できない→さらに「手が掛かる子ども」という負の連鎖となっていました。

こうしたことから、私たちスタッフは、生活の中で成長・変化していく子ども達の様子を分析し、変化の過程を考えました。①「環境が整う」衣食住が安定し、落ち着いた環境を得る。安心できる居場所を得る。→②「関係が整う」分かり易く、見通しの持てる関わり+聞いてくれる人、助けてくれる人の存在が土台になり、人への安心感・信頼感を積み重ねる。→③「挑戦する、やってみる」主体的な活動が動き出す。やりたい事と、出来る事(現実)との間の折り合いが課題になる。→④「自分の考えを持って外へ出ていく」→⑤「体験の統合」

また、支援のやり方も、時間の経過で変化していきます。「環境中心から」日課・ルールや建物の構造で支える割合を変化(減少)させ、「関係へ」教える・励まし・相談・信頼で支える割合を変化(増加)させていきます。子どもの主体性が動き出す事に対応させていく変化です。

私たちは、これらを支える基本が、多職種連携だと考えています。これからも、生活・教育(分校)・心理・医療・地域支援の多職種で支えていきたいと思っています。

コロナ禍における、きらりでの指手衛生への取り組み

医務課

手洗いや手指衛生は感染防止対策の基本で、それは施設内感染対策の大変重要な課題です。きらりでの手指衛生を含む感染防止の取り組みの結果を報告します。

きらりでは令和2年2月職員玄関にアルコール液を設置し、手指消毒後勤務にあたるようにしました。3月から共有スペースの掃除を開始、5月職員へ手指消毒と个人防护具の正しい使用方法を伝達。公用車等の拭き掃除、登下校の乗降時の手指消毒を開始しました。また、5月29日コロナ発生時における陽性者隔離のシミュレーションを実施し、6月から9月洗い残しがわかる手洗いのチェッカーを児童、職員計106名に実施しました。さらに私たちが取り組んだ手指衛生向上策に対して液使用量がどのように変化したのか調べました。

使用量に変化はありますが予定量との乖離がみられ、その理由を探るために「手洗いについてのアンケート」を実施したところ、ほぼ全職員が「必ず実施している」と答えているにも拘わらず予定使用量に至らないのは、使用する量が人により異なると考えられました。1回の消毒には2ml(500円玉大)以上、手にとり20~30秒、少なくとも15秒以上はしっかりと消毒時間を取ることが必要で、正しい手指消毒方法で行わなければ効果が劣ることを保健生活委員会を通じて再度レクチャーしました。

感染対策は特定の人だけの実施では達成できません。常に自分も陽性者かもしれないと考えて行動しています。正しく恐れて、きらりセンター全体で感染対策を行っていききたいと思っています。

乳児院で大切にしていること

子ども第一課（みらい）

みらいのスタッフは、子どもたちが安心、安全に生活できる生活環境、人間関係を保証するためのコミュニケーション手段としての支援である「アタッチメント」を用いて「アタッチメントネットワーク」を大切にしています。

「アタッチメントネットワーク」とは…。例えば、子どもが何か上手にできた時に「今度、担当の〇〇さんに見せてあげよう」と担当不在時に他の職員が伝えます。また、泣いている子がいたらその子の担当がその子と関わられるよう職員同士でバックアップしています。

複数の職員のローテーションにより成り立っている施設養育は「アタッチメント」形成には不利な環境だとされていますが、このように「アタッチメント・ネットワーク」を作り、不利な環境の克服に取り組んでいます。このような「ネットワーク」の活用は、上手に行っている時はもちろんのこと、関係が不調和になりかけた時の悪化防止や回復促進にも有効で、施設養育の限界を超えて更にメリットをもたらすものと考えられます。そこから子どもは、担当職員をまさしく「安心基地」として育ちの歩みを進めます。そして子どもたちの笑顔のために、「みらい」のスタッフ全員で共有できるよう子どもたちと一緒に笑い、泣いて日々楽しく過ごしています。

担当児童から学ぶこと

子ども第二課（ひばり）

Aさんはとてもお礼を言うのが上手です。必要な日用品を購入してきたとき、「〇〇買ってきてくれてありがとうございます。」と丁寧にお礼を言います。色々な場面で必ず「〇〇してくれてありがとうございます。」と言います。「ありがとう」は言っても「〇〇してくれてありがとうございます。」はなかなか言えないと思います。

「感謝の気持ちを伝えられる人に人が集まる」と聞いたことがあります。Aさんの周りには常に職員やお友達がいてとても賑やかです。フロア内のお友達の中でもAさんの真似をして「ありがとう」が増えたように感じ、とても幸せな気持ちになります。

ボランティアや親族と年に数回外泊や外出をします。私が「お泊りした後、きらりに戻って〇〇さんとさようならするとき寂しくない？」と質問しました。すると「寂しくないよ。だってここ（きらり）楽しいもん」と一言。お風呂に入った後は「あーさっぱりした！」といつも気持ちよさそうに言います。食事の時は「うん！これおいしい！」ととても幸せそうです。毎日小さな幸せを感じているAさんはとても素敵だなと見習います。

Aさんと接してきて感謝の気持ちやポジティブな思考は人を幸せにして伝染すると学びました。

コロナ陽性者発生時のフロア運営

子ども第三課（ぎんが）

第三課では、令和3年の夏に新型コロナウイルスの陽性者が発生した際に行った拡大防止の対応についてお伝えします。まず、フロア内をレッドゾーン、食事を準備する配膳室と感染防止用ガウンに着替えるスペースをイエローゾーンに設定しました。

児童は居室で過ごしてもらい、余暇として一人ずつ順番にテレビの時間を設ける等の対応を行いました。職員の出退勤は外階段から行き、西側ユニットの倉庫付近でガウン、帽子、フットカバー、手袋、N95マスクを着脱しました。使用済みのガウン等は倉庫内に設置したバケツに捨て、72時間放置後に通常のゴミとして廃棄しています。

食事は、配膳車が廊下に来るため、朝昼夕とも出勤前のクリーンな状態の勤務者が食事を配膳室内に運び、ドアを閉めて連絡し中から職員同士が鉢合わせないように配慮しながら受け取り、各児童居室で食べていただくよう配慮しました。使い捨ての食器・残飯は空き部屋等のビニール袋にまとめておいて、72時間放置後に廃棄しています。歯磨きも洗面器を用意して居室で行いました。

洗濯はフロア内で行った際は乾燥機に1時間以上掛ける、または72時間放置後に洗濯業者に出して対応しました。

その他、風呂・トイレは使用后、毎回消毒し、居室、職員室、共有スペースも毎日定期的な消毒を行い、感染拡大防止に努めました。



きらりを支える各セクションから

五領ヶ台分校の立場から

平塚市立金目小学校・金目中学校五領ヶ台分校は、子ども第三課の児童生徒が通学する施設内学校です。

教職員は、フロア職員、心理職員、医務課職員等と常に情報交換し、連携を図りながら個の特性にあった指導を心がけています。児童生徒は、基本的には家庭や元の施設、学校に戻るようになるため、退所後の学校生活に支障のないよう、基礎学力の定着に力を入れて教育活動をおこなっています。

中学校では、「ベーシックコース」を開設し、生徒の実態に合わせて個別課題学習やグループ学習を実施しています。小学校でも、一部の学年で個別指導等を実施し、児童一人一人に合った丁寧な指導をめざします。



に合わせた個別課題学習やグループ学習を実施しています。小学校でも、一部の学年で個別指導等を実施し、児童一人一人に合った丁寧な指導をめざします。

医療の立場から

医務課は医療面から子ども達の支援をします。長期入所児だけでなく、短期入所児や一時保護児も対象です。生後5日から20歳位までと年齢も背景も基礎疾患や障害も様々。その子らしく日常生活が送れるように配慮し成長に寄り添います。看護師は朝夕に生活フロアをラウンドし、子ども達の顔を見ながら声を聴きます。ケガの手当や具合が悪いときの診察や看護のみならず、担当職員さんとそれぞれの子ども自身の悩みを共有し見守り必要時は医療介入しています。



きらりで必要とされる診療および看護技術は一般のそれと大きく異なります。疾患の把握のみならず、子ども達の特性や生い立ち含めて理解し、オーダーメイドな対応ができるよう努め、日々子ども達と奮闘するフロア職員さんたちの支えになれるように今後も妙齢の女性集団は頑張る所存です。

管理課の立場から

管理課では、物品の購入や建物の維持管理、職員の給与とサービスなどを担っています。例えば、子どもたちの利用する日用品を購入したり、ドアの鍵を修繕したり、外出時の費用を用意したりと、様々な管理事務を行っています。こうした仕事子どもたちの日々の生活に繋がっていることが、私たち管理課職員にとってのやりがいになっています。

これまでの5年間は、業務を軌道に乗せていくことが主な目標でしたが、これからは、今まで以上に、子どもたちが心身ともに健やかに育つことができる環境づくりを目指して、各課・各セクションと連携しながらしっかりと取り組んでいきます。



厨房の立場から

子ども達に食事を美味しく楽しく食べてもらいたい!の思いで、栄養バランスの良い食事を基本としながら、知っておいてほしい和食メニューや外食気分を味わえる料理、通算1,000を超える子ども達からのリクエスト料理に手作りおやつまで…きらりの厨房からこの5年間でたくさんの食事を提供してきました。3施設に対し1つの厨房なので業務が複雑で調整が大変なことも多い5年間でしたが、『からだは食べたものでできている』だからこれからも『きらりの子ども達の体は私達が作っている』と考えて、厨房スタッフ一同、これからも頑張ります☆



ボランティア募集



行事等のお手伝いや、学習補助、衣類の補修等のボランティア活動をしていただける方を募集しています。特に地域の学校へ通っている子どもたちの通学に付き添っていただける方を探しております。資格や経験は問いません。ご興味のある方はお気軽に下記までご連絡ください。

研修案内

子どもの発達や、発達障害、愛着の問題など、「きらり」が支援する子どもに関するテーマについて、公開研修を企画開催しています。最新情報や内容・日程については、当センターホームページ内「子ども自立生活支援センター公開専門研修計画」を、ご参照ください。

施設開放

地域におけるコミュニティ作りや文化活動に貢献できるよう、当センターの体育館などの貸し出しを検討しています。ご利用を希望される方は、施設開放事業担当者まで、お問い合わせください。



ご寄付やボランティアのご協力、ありがとうございます。子どもたちはとても喜んでます！



問合せ先：0463-56-0314
当センター自立支援課（平日8:30~17:15）
または、ホームページの「お問い合わせフォーム」より
お問い合わせください。

※感染症防止のため一部サービスを停止している場合があります。



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society